



私とボランティア

青木保孝



1. はじめに

私がボランティア活動を始めたのは、現職時代転勤で各地を転々としていましたので、子供達が就学の年頃となり地元岡崎に戻り、地元に戻った以上は地域住民の一員として、「地域に受け入れられ、仲よく、地域を良くして行こう」と思ったことから始めました。

ボランティア活動として、子供会で長女が参加したフットベースの監督を平成3～6年迄、同じ時期、長男が参加したボーイスカウト活動を団委員としての支援を平成30年迄（途中7年程休みました）。そして、平成17年から保護司活動をしています。

2. 保護司を引き受けた経緯

現職を早期退職した翌平成15年、近くで保護司をしていた方が定年となりました。その年の秋頃から岡崎市役所の担当者と保護司の方が、後任探しとって再三私の家に来られ、根負けして、保護司の「ほ」の字も知らずに平成16年末家族に話もせず引き受けてしまいました。これには家族、特に嫁は「犯罪者が家に入るのは絶対に嫌だ、一切協力しない」との捨て台詞。売り言葉に買い言葉、「自分1人で対応する協力はいらない」と開き直り。しかし、最近は少し変わってきました。

3. 更生保護制度の歴史

ところで現在の更生保護の先駆となったのは、明治21年静岡県の金原明善と川村橋一郎により設立誕生した「静岡県出獄人保護会社」、これが免囚保護で、更生保護のスタートと言われています。

4. 保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（民間のボランティアで無報酬、定年は75歳、2年更新）で、保護観察官と協力し、犯罪や非行をした人達の相談に乗り生活のサ

ポートをしたり、地域で犯罪や非行を未然に防ぐ活動を行います。

保護司数（平成30年5月1日現在）

| | | | |
|----------|---|--------------------|--------------|
| 全 | 国 | 47,226人（定員52,500人） | |
| 名古屋保護観察所 | | 2,215人（定員2,389人） | |
| 岡 | 崎 | 市 | 122人（定員127人） |

5. 保護司活動

平成17年5月25日、南野千恵子法務大臣から保護司を委嘱され名古屋保護観察所岡崎保護区保護司会に配属されました。

活動に先立って「保護司信条」を紹介します。これは四半期に一度開催されます定例研修等で出席者全員が唱和します。

私たち保護司は、社会奉仕の精神をもって、

- 一 公平と誠実を旨とし、過ちに陥った人たちの更生に尽くします。
- 二 明るい社会を築くため、すべての人々と手を携え、犯罪や非行の予防に努めます。
- 三 常に研鑽に励み、人格識見の向上に努めます。

(1) 保護観察の種類と期間

- ① 1号観察（保護観察処分少年）：家庭裁判所の決定により、保護観察所の保護観察に付する旨の処分を受けた者。原則として、本人が20歳に達するまで。
- ② 2号観察（少年院仮退院者）：少年院に送致された者について、地方更生委員会によって仮退院を許された者。少年院からの仮退院期間が終了するまでであり、原則として20歳まで。
- ③ 3号観察（仮釈放者）：刑事施設に入所している受刑者について、地方更生委員会によって仮釈放を許された者。仮釈放の日から釈放中の期間（残刑期間）が終了するまで。
- ④ 4号観察（保護観察付執行猶予者）：裁判所で、保護観察付の刑の執行猶予を言い渡された者。執行猶予の期間（裁判確定日から執行猶予期間の満了まで）。
- ⑤ 5号観察（婦人補導院仮退院者）：売春防止法に

よって補導処分に付され、婦人補導院に収容された者。婦人補導院からの仮退院の期間が満了するまで。

(2) 担当した保護観察の種類と件数

- ① 1号観察 12名
- ② 2号観察 5名 (1号観察でも担当)
- ③ 3号観察 4名
- ④ 4号観察 4名

平成17年委嘱を受けてから今迄に述べ25人を担当しました。この他に、①生活環境調整14名(複数回)、②矯正施設収容者環境調整3名(複数回)、③所在地確認調査3名も担当しました。又、団体活動として、定時総会、定例研修(4回/年)、社会を明るくする運動(街頭広報、作文コンクール)、犯罪予防活動(夏祭りの安全パトロール)、社会貢献活動(対象者と一緒に清掃活動等)、施設訪問等に参加しています。

(3) 保護観察の実施事例

A(以降「対象者」という)は、10代の中頃から酒・煙草・賭け事等に乱れた事があり、一時施設に収容されました。20代の中頃からは防水工を継続して真面目に就労していましたが、ある時、対象者が雇っていたBが覚せい剤をくれたりしましたので、それを貰って使用した事で逮捕され、保護観察対象者となりました。

初回の面談は、来訪で引受人(母親)の同席で行いました。面談では、生活歴、就業状況等の確認と遵守事項(一般、特別)の説明と確認、今後の面談方針等の説明を行いました。家族構成は、義父、母親、弟と同居、妹2人(1人は既婚)は近隣市で生活しています。

対象者は、1人親方で、弟と相方の3人で防水工事を愛知県内の岡崎市とその周辺市町を主として行っています。時には仕事仲間からの要請で県外にも出向き防水工事をやる事も有ります。意外と職人的な気質で仕事好きなどころがあり、土日も休まず仕事に出掛けるので母親が体を壊すのではないかと心配する程です。これからは今迄の様な休暇も取らずに仕事をする様な事は、「昔であればいざ知らず」、今では決して褒められた事ではありません。世の中の動きに対応した働き方をして欲しいと思います。

対象者は、若い時に家庭生活に失敗した事も有るか、家族や仕事仲間等を非常に大切にしています。例えば、両親の結婚記念日には家族で沖縄旅行、弟と相方とで北海道旅行、仕事仲間との交流、会社の行事にも積極的に出席しています。しかし、良い事ばかりではありません。お金の管理は親任せ、お金に少し疎い、気が短い等。又、若い時と同様に酒・煙草を良く飲み・よく吸いますが、母親は他人に迷惑をかけるようなこ

とをしていないので、安心してありますと言っていました。

保護観察は、2回/月来訪、1回/3ヶ月~6ヶ月往訪して約30分面談をします。対象者は、3年の保護観察期間の面談には略出席。出席出来ない時や遅れる時には連絡をして来ました。只、往訪は引受人の都合で3回程しか出来ませんでした。

対象者は、保護観察が終了する年に(公社)愛知県労働衛生協会主催の「有機溶剤取扱い主任者」の資格を弟と一緒に取得しました。又、近い将来「1人親方でなく法人化」をしたいという夢を聞かせてくれました。

私が担当した対象者の中で、他の対象者と比較しますと真面目で素直に対応してくれた事が印象に残っています。先は長いです。道を逸れず、今の仕事に対する心意気と家族や仕事仲間等へ思いやりの心を大切に、何時迄も活躍してくれる事を期待しています。

6. おわりに

ボランティア活動を通して感じた事としまして、

- ① 子供会活動：小学生の子供は、祖父母が同居或いは近くに住んでいる子は相対的に優しい子供が多い。マンション等に住んでいる家族が子供会に参加しない事等が残念です。
- ② スカウト活動：ビーバー及びカブスカウトは、両親の考え次第。ボーイ及びベンチャースカウトは、女子が活動・資格取得も含めて積極的。ローバースカウトは大人の世界、今時の若い人の心の中は判らない。活動するスカウトとしないスカウトの差が「2:6:2」、少子化、塾、部活でスカウト活動がじり貧、先が心配です。
- ③ 保護司活動：人は生まれた時から悪い子(人)ではありません。家庭環境に恵まれない子、外国籍で言葉や文字が判らない子(人)、人が良過ぎて自分の意見を言えない子(人)、周囲の環境に染まりやすい子(人)等が悪に染まりやすい事を活動の中で適切に感じました。皆様方、対象者を偏見ではなく公平な目で見て頂き、声かけをして頂き、同じ過ちを二度と繰り返す事のない様に手を差し伸べて頂く事がより社会を明るくする(良くする)事になります。

これからも健康である間は何等かの形で地域との関りを継続して行こうかと考えているところです。